

下水道施設、農業集落排水施設の一時使用にかかわる使用料表

● 下水道使用料表【公共下水道区域・特定環境保全公共下水道（旧福知山）区域】

(消費税及び消費税相当額を含む)

基本水量	基本使用料	超過使用料（1 m <sup>3</sup> 当たりの使用料）
10 m <sup>3</sup>	4,320円	10 m <sup>3</sup> を超えるもの 432.00円

● 下水道【特定環境保全公共下水道（旧三和町、旧大江町）区域】

● 農業集落排水使用料表

(消費税及び消費税相当額を含む)

基本水量	基本使用料	超過使用料（1 m <sup>3</sup> 当たりの使用料）		
8 m <sup>3</sup> まで	2,160円	8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 124.20円	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで 183.60円	30 m <sup>3</sup> を超える もの 259.20円